

青森県後期高齢者医療保険料について

問 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821

令和4・5年度の保険料について

令和4・5年度の保険料算定のもととなる新しい保険料率が決まりました。保険料率は2年ごとに見直しをしていますが、医療費の増加や現役世代人口の減少が見込まれることに伴い引き上げられることとなりました。被保険者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。

	令和2・3年度	変更後	令和4・5年度
均等割額 (被保険者全員が納める額)	44,400円		44,400円
所得割額 (所得に応じて納める額)	8.30%		8.80%
賦課限度額	64万円		66万円



●保険料の計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{(被保険者全員が納める額)} \\ \hline 44,400 \text{円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(所得に応じて納める額)} \\ \hline \text{基礎控除後の所得} (\ast) \times 8.80\% \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額} \\ \text{(100円未満は切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

※基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。

交通事故などにあつたとき

交通事故や暴力など、第三者(自分以外)の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、三戸町役場健康推進課へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。届出がないと被保険者証を使えないことがあります。

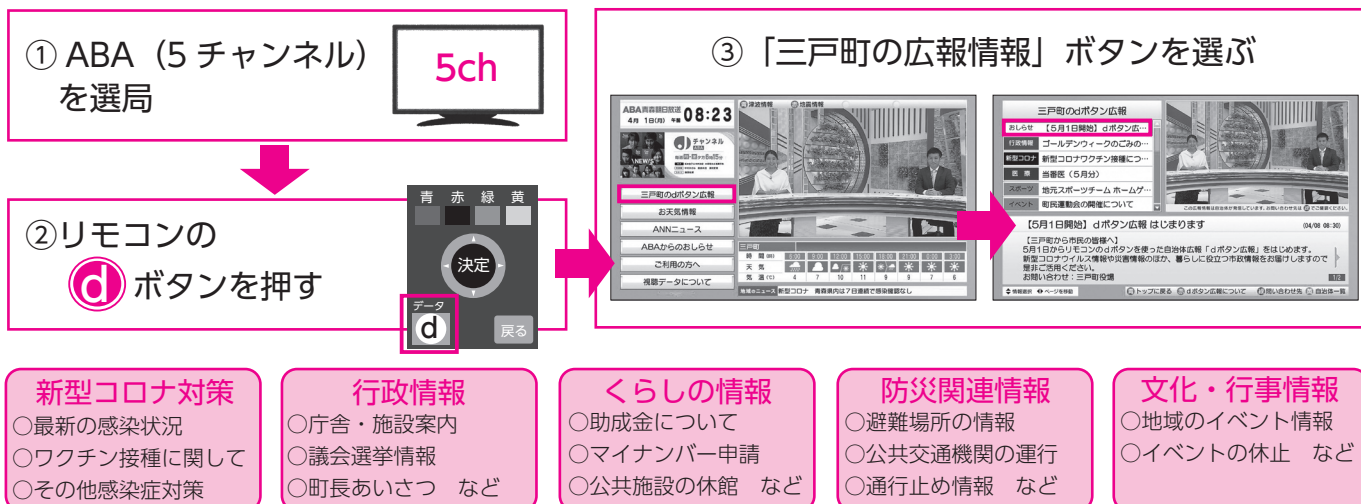
テレビの **d** ボタンで情報を確認

5/1 開始

青森朝日放送 (ABA) で三戸町の情報を確認できるようになります!

町では、青森朝日放送株式会社と連携し、テレビのデータ放送 (d ボタン) を活用した情報発信サービスを実施します。パソコンやスマートフォンをお持ちでない人でも、ABAのチャンネルから、いつでも無料で情報を得ることができます。ホームページや広報誌に次ぐ情報発信の手段として、ぜひご利用ください。

利用の流れ



【問い合わせ先】 三戸町役場 まちづくり推進課 ☎ 20-1117